

## SBI CFD トレーダー利用規約

本規約は、下記のソフトウェア製品（以下、プログラム及びマニュアル等を合わせて、「本ソフトウェア」といいます）の使用許諾に関し、お客様（個人又は法人のいずれかであるかは問いません）と株式会社 SBI 証券（以下、「弊社」といいます）との間の取り決めとなります。本ソフトウェアをダウンロード又は使用することによって、お客様は、本規約の各条項に拘束されることを承諾及び同意されたものとします。本規約の各条項に同意されない場合、弊社はお客様に本ソフトウェアの使用を許諾することができませんので、そのような場合は本ソフトウェアのダウンロード又は使用を中止してください。

ソフトウェア製品：SBI CFD トレーダー

（目的）

### 第 1 条

弊社は、本ソフトウェアを、下記の目的（以下、「本目的」といいます）において使用を希望されるお客様に対して提供し、使用を許諾します。

- (1) 弊社が日本国内で提供している情報コンテンツの確認
- (2) 弊社が提供している取引所 CFD（くりっく株 365）サービスの利用

（許諾内容）

### 第 2 条

1. 弊社は、お客様が本規約の定めに従って本ソフトウェアを、自己の占有又は管理下にある PC で使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の権利を無償で許諾します。ただし、本ソフトウェアの利用に伴う通信料は別途お客様の負担となります。
2. お客様は、本ソフトウェアを、弊社が指定する専用の端末機（Windows）で使用することができます。

（規約の成立及び終了）

### 第 3 条

1. 本規約は、お客様が本ソフトウェアのダウンロード又は使用を開始したときに効力を発生し、本条第 2 項及至第 4 項の定めに従って終了しない限り有効に存続します。
2. お客様は、本ソフトウェアを使用しないと決めた場合、自己の占有又は管理下にある全ての本ソフトウェアを消去及び破棄することにより、この規約を終了させることができます。
3. 弊社は、お客様に予め通知したり、お客様の事前の同意を得ることなく、本ソフト

ウェアの使用許諾を終了させることができるものとします。この場合において、お客様が使用許諾終了の事実を認識し、又は認識し得る状態（弊社ホームページへの上記事実の掲載、その他これと同等の状態を指します）に至ったときは、お客様は、自己の占有又は管理下にある本ソフトウェアを全て消去及び破棄してください。

4. お客様が、本規約の条項のいずれかに違反した場合、本ソフトウェアの使用許諾は直ちに終了し、お客様は、自己の占有又は管理下にある本ソフトウェア（本規約に違反して作成した複製物を含みます）の全てを消去及び破棄するものとします。
5. お客様は、いかなる理由によるものであれ、本ソフトウェアの使用許諾の終了について弊社に対し損害賠償、補償金、その他の支払いを求めることはできません。

#### （禁止事項）

#### 第4条

1. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を、複製、改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、「内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換すること。」を指します。）を行うことはできません。
2. お客様は、本ソフトウェアを本目的以外に使用したり、第三者に再配布、使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすることはできません。
3. お客様は、本ソフトウェアの一部のみをダウンロード又は使用することは出来ません。
4. お客様は、本ソフトウェアに付与されている弊社の著作権表示及びその他の権利表示を削除したり、改変したりすることはできません。
5. お客様は、本ソフトウェアを公序、良俗に反する行為に利用することはできません。

#### （免責）

#### 第5条

1. 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェアにおける一切の動作保証、使用目的・機器等への適合性の保証、並びに使用結果に関わる的確性や信頼性の保証をせず、かついかなる内容の瑕疵担保責任も負いません。
2. 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェアに関する技術サポート、保守、機能改善等のいかなる技術的役務の提供義務も負いません。
3. 弊社は、お客様に予め通知したり、お客様の事前の同意を得ることなく、本ソフトウェアの仕様または内容の変更、修正、配布方法の変更等を実施することができるものとします。
4. 弊社は、本ソフトウェアが第三者の著作権及びその他の権利を侵害していないことを保証せず、お客様その他の第三者が本ソフトウェアに関連して直接的もしくは間接的に被ったいかなる損害についても、賠償の支払いその他いかなる責任も負いま

せん。

5. 本ソフトウェア以外に弊社からお客様に提供した、直接又は間接の本ソフトウェアに関する情報についても、本条の各項がいずれも適用されます。

(著作権の帰属)

#### 第6条

本ソフトウェアには、弊社が著作権を有しています。本規約によるお客様への使用許諾は、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

(その他)

#### 第7条

1. 本規約は、日本国法に準拠し、日本国法に基づいて解釈されます。また本規約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアの使用にあたって、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出入関連法及び規制等（これらについては、日本国法及び諸外国法に基づく法令等の全てを含みます）を遵守し、かつ、それらに基づいて要求される全ての認可、認可及び承認（同じく、日本国法その他一切の法令等に基づくものを含みます。）を、自己の費用と責任において得て頂くものとします。
3. 本規約第3条第4項及び第5項、第4条及至第7条の規定は、本規約終了後も有効に存続します。

以上

平成28年12月